

1 年金・手当等

(1) 障害基礎年金

初診日において、次の要件を全て満たす方に障害基礎年金が支給されます。

要件	①	国民年金に加入中の方、20歳前の方、若しくは日本に居住している60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない方。 ※初診日において65歳以上の場合は対象外です。 ※老齢基礎年金を繰り上げて受給されている方を除きます。		
	②	初診日の前日において、初診日の属する月の2か月前までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が2/3以上あること。 ただし、令和18年3月末までの初診日の傷病については、初診日の前日において、初診日がある2か月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。 ※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。		
	③	障害認定日（原則として初診日から1年半を経過した日。ただし、障害認定日以降に20歳の誕生日を迎えた場合、20歳誕生日の前日）に、一定の障害（注1）の状態にあること。		
年金額	年額 (令和8年度)	等級	昭和31年4月1日以前 にお生まれの方	昭和31年4月2日以降 にお生まれの方
		1級	1,056,125円	1,059,125円
		2級	844,900円	847,300円
	加算額（注2） (子の人数により加算)	2人目の子まで	1人につき	243,800円
		3人目以降の子	1人につき	81,300円

※（注1）国民年金法による障害等級表1、2級に該当するもの

※（注2）加算額は、障害基礎年金の受給者に生計を維持されている子がいる場合に加算されます。なお、子とは、18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級の障害の状態にある子です。

※20歳前の傷病による年金受給者は、所得状況や他の公的年金受給により支給制限があります。

◆窓 □ 市民課 国保年金係（直通：0263-52-0772）

(2) 特別障害者手当

20歳以上であって、日常生活に常時特別な介護を要する在宅の重度障がい者に支給されます。

◆支給金額 月額30,450円

5月、8月、11月、2月に前月までの3か月分を支給

◆障害程度 国民年金法による障害等級表1級程度の障がいが重複する方又はこれと同等程度以上の方

◆支給制限

- ・施設等に入所したとき又は継続して3か月を超えて入院したとき
- ・本人又は扶養義務者の所得が一定額（限度額）を越えたとき

◆窓 □ 福祉支援課福祉給付係（内線:2164～2166 FAX:0263-52-7732）

(3) 障害児福祉手当

日常生活に常時特別な介護を要する在宅の重度障がい児（20歳未満）に支給されます。

- ◆支給金額 月額16,560円
5月、8月、11月、2月に前月までの3か月分を支給
- ◆障害程度 身体障害者手帳1級、2級(一部)程度、知能指数おおむね20以下程度及び精神障がいのある方
- ◆支給制限
 - ・施設等に入所したとき
 - ・本人又は扶養義務者の所得が一定額(限度額)を越えたとき
 - ・障がいを支給事由とする年金を受けることができるようになったとき
- ◆窓 □ 福祉支援課福祉給付係（内線:2164～2166 FAX:0263-52-7732）

(4) 重度心身障害者福祉年金

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2又は精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかの手帳を保有する障がい者又は特別児童扶養手当1級に該当する障がい児で、次の支給要件に該当する方に支給されます。

- ◆支給要件
 - ①施設に入所していないこと
 - ②市内に引き続き3か月以上住所を有していること
 - ③障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当を受給していないこと
 - ④障がい者本人及び生計を一にする同居親族が、市民税非課税であること
※障がい者本人が20歳以上の場合に限ります。
- ◆支給金額 年額48,000円（20歳未満）
年額36,000円（20歳以上）
7月、11月、3月に前月までの4か月分を支給
- ◆窓 □ 福祉支援課 福祉給付係
（内線：2164～2166 FAX:0263-52-7732）

(5) 重度心身障害者家庭介護者慰労金

重度心身障がい者と同居し、前年の11月1日から当該年の10月31日までの間に180日以上在宅で介護している方に支給されます。

- ◆支給要件
 - ・特別障害者手当の対象又はこれと同等程度以上の障がいがある者と同居している方
 - ・180日以上在宅で介護している方
- ◆支給金額 年額80,000円（12月に支給）
※要介護者が死亡した場合、90日以上在宅で介護していた方に年額40,000円を支給。
- ◆窓 □ 福祉支援課福祉給付係（内線：2164～2166 FAX:0263-52-7732）

（６）特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいのある在宅の児童（２０歳未満）を監護する父もしくは母、又は父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

- ◆障害程度 １級…おおむね身体障害者手帳 １・２級又は療育手帳Ａ１、Ａ２
 ２級…おおむね身体障害者手帳 ３級又は４級の一部、療育手帳Ｂ１（他にも該当になる場合あり）
- ◆支給金額 １級…障がい児１人につき 月額５８，４５０円
 ２級…障がい児１人につき 月額３８，９３０円
 ※４月、８月、１１月に前月までの４か月分を支給します。
- ◆窓 □ 福祉支援課福祉給付係（内線：２１６４～２１６６ FAX:0263-52-7732）

（７）児童扶養手当

父母の離婚などにより、子どもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ること目的として、児童扶養手当が支給されます。

- ◆支給対象 次のいずれかに該当する児童（１８歳に達した日以降の最初の３月３１日までの者をいう。（心身に中程度以上の障がいがある場合は ２０歳未満））を養育している父、母または養育者（父母に代わって児童と同居し、養育している人）
 - ・父母が婚姻を解消した児童
 - ・父または母が死亡した児童
 - ・父または母が重度の障がいの状態（国民年金・厚生年金の障害等級 １級、身体障害者等級 １・２級程度）にある児童
 - ・父または母の生死が明らかでない児童
 - ・父または母から引き続き １年以上遺棄されている児童
 - ・父または母が DV 保護命令を受けた児童
 - ・父または母が法令により引き続き １年以上拘禁されている児童
 - ・母が婚姻によらないで生まれた児童

※詳細はお問い合わせください。

- ◆窓 □ こども未来課こども未来応援係（直通:52-7313）（FAX:52-0642）

（８）難病患者見舞金

塩尻市に引き続き １年以上住所を有し、県で発行している特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、長野県特定疾病医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方に見舞金を支給します。

- ◆支給金額 １０，０００円
- ◆申請期間 １月～２月末
- ◆窓 □ 福祉支援課福祉給付係（内線：２１６４～２１６６ FAX:0263-52-7732）

（９）心身障害者扶養共済

心身障がい者を扶養している方に万一のことがあった場合、残された障がい者に対して年金を終身支給する制度です。

- ◆加入要件 身体障害者（手帳１～３級）、知的障がい者、精神障がい者を扶養する保護者（県内在住 65 歳未満）※健康状態等の要件有り。
- ◆掛 金 加入年齢により、１口月額 9,300 円～23,300 円（上限 2 口）
※ 4 月 1 日時点での年齢です。2 月ごろに切り替わりますので、ご注意ください。
※ 世帯所得等に応じた減免（県の制度）、掛金の補給金制度があります（市の制度）。
- ◆支給金額 ・年金月額 20,000 円（１口）
・ 1 年以上加入し、障がい者が加入者より先に死亡したとき
【弔慰金】50,000 円～250,000 円（１口）
・ 5 年以上加入し脱退したとき
【脱退一時金】75,000 円～250,000 円（１口）
- ◆窓 口 福祉支援課障がい福祉係（内線：2115～2116 FAX:0263-52-7732）

2 医療・補装具・日常生活用具

（１）福祉医療費の給付

医療機関、薬局等の窓口で支払った保険適用診療の自己負担分の一部を助成します。

- ◆対 象 ・身体障害者手帳 1～4 級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
・ 65 歳以上で、国民年金法施行令別表に定める程度の障がいの状態にある方
・ 戦傷病者手帳特別項症～第 4 項症をお持ちの方
・ 身体障害者手帳 4 級以下で常時介護を必要とする 20 歳以上の方
・ 特別児童扶養手当に該当する障がい児
※ 18 歳以上の方は所得制限があります。
※ 身体障害者手帳 4 級は本人が所得税非課税である場合に限ります。
※ 上記対象の外に、高校 3 年生（18 歳）までの児童、18 歳未満の児童を養育する母子・父子家庭、父母のいない 18 歳未満の児童も対象となります。
詳しくは、窓口にお問い合わせください。
- ◆助 成 額 医療機関、薬局等の窓口で支払った保険適用診療の自己負担分から受給者負担金（医療機関等が作成した診療報酬明細書ごと 500 円）を差し引いた額
加入医療保険による高額療養費等の給付を受ける場合は、その額も差し引いた額
- ◆そ の 他 障害者手帳交付月の 1 日から対象になります。
- ◆窓 口 福祉支援課 福祉給付係（内線：2164～2166 FAX:0263-52-7732）